

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人明光教育研究所（以下、「本財団」という。）定款第14条及び第31の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とする者をいい、基本的に本財団の職員と勤務時間を同じく職務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条により置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等が次に定める職務を遂行した時、本財団は役員等の職務執行の対価として報酬および費用を支給することができる。

- (1) 役員等が本財団の理事会及び評議員会に出席した時
 - (2) 役員等が内閣府の立入検査に同席した時
 - (3) 監事が監査業務等を実施した時
 - (4) その他役員等が本財団のために必要な職務を遂行した時
- 2 常勤役員の報酬は月額とし、常勤役員を選任時に定めるものとする。
 - 3 前項に定める報酬のほか常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
 - 4 非常勤役員及び評議員が本財団の職務を遂行した時、本財団は当該役員等に対して日額報酬および費用を支給する。ただし、職務の態様から月額報酬を支給することが適当と認められる場合には評議員会の承認を得て月額報酬とすることができる。
 - 5 役員等及び選考委員には、賞与及び退職金は支給しない。
 - 6 役員等及び選考委員のうち株式会社明光ネットワークジャパン在籍者は無報酬とする。

（報酬の額の決定）

第4条 本財団の役員等及び選考委員の報酬は、次のとおりとする。

- 2 常勤役員の報酬月額は、評議員会の決議によって定められた「別表1」に定める金額の範囲内とし、各々の役員の報酬月額は、その職務、資格などを勘案して理事会で決定するものとする。

- 3 非常勤役員の報酬の額は、一人1日につき3万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。
- 4 評議員の報酬の額は、一人1日につき3万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。

（報酬及び費用の支払方法）

- 第5条 役員等の報酬及び費用は、銀行振込により支払うものとする。なお、振込手数料は、本財団の負担とする。
- 2 役員等への報酬及び費用について、役員等が通貨での直接支払いを希望し、本財団がそれを認めた場合には、報酬及び費用の金額を通貨で、直接役員等に支払うことができる。

（報酬の支給日）

- 第6条 常勤役員の報酬は、その月の月額的全額を毎25日迄に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

（費用および交通費）

- 第7条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、交通費については別で定める。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、発行する定期券の3ヶ月を支給単位期間とし、その支給単位期間に対応する通用期間の定期券の勤務地までの経済路線価額を一括支給する。
 - 3 通勤手当を支給される常勤役員で、離職等の事由により、通勤のため運賃等の負担を要しなくなった者については、その事由が生じた後の期間につき、各交通機関が定める額を返納させるものとする。
 - 4 役員等が業務を遂行した時、本財団は役員等に対して交通費を支給することができる。交通費は実費を支給することとし、オンライン会議システム(インターネットを利用して遠隔地にいる者の間で会議を行うことができるシステムをいう)等の利用によって、交通費が一切発生しなかった場合は、その支給は行わないものとする。ただし、移動の際は原則として経済的かつ適正な公共交通機関を利用することとし、自家用車で移動、タクシーの利用、グリーン車及びスーパーシートその他追加料金が必要となる移動手段の利用は認められない。やむを得ない理由でこれらの手段による移動を希望する役員等は、事前に代表理事の許可を得なければならない。代表理事の許可なく適正ではない移動手段を使用した場合、本財団は当該役員等に対して、当該職務の遂行に対する交通費のうち、一部または全部の支給を行わないことができる。
 - 5 代表理事の許可を受けた役員等が、職務の遂行のために自家用車で移動した場合は、「別表2」により計算した費用を交通費として支給する。

（端数の処理）

- 第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改正は、評議員会において評議員の過半数の議決をもって行うものとする。

附則

- 1 この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定に基づいて公益財団法人として認定を受けた日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年3月22日開催の評議員会の決議をもって、平成29年3月22日から変更実施する。
- 4 この規程は、2022年3月24日開催の評議員会の決議をもって、2022年3月24日から変更実施する。
- 5 この規程は、2026年3月18日開催の評議員会の決議をもって、2026年3月18日から変更実施する。

別表1

常勤役員の報酬年額

代表理事	600万円までの範囲内
副代表理事	500万円までの範囲内
理事	400万円までの範囲内
監事	300万円までの範囲内

別表2

自家用車で移動した場合の交通費

ガソリン代	代表理事が自家用車利用の許可を出した日時における、東京都の一般的な1キロメートルあたりのガソリン価格の相場を越えない金額を、実際に自家用車で移動した距離にかけて算出した金額
高速道路料金	なし
駐車料金	なし
自家用車借上げ代	なし